

みえ森と緑の県民税市町交付金事業の概要

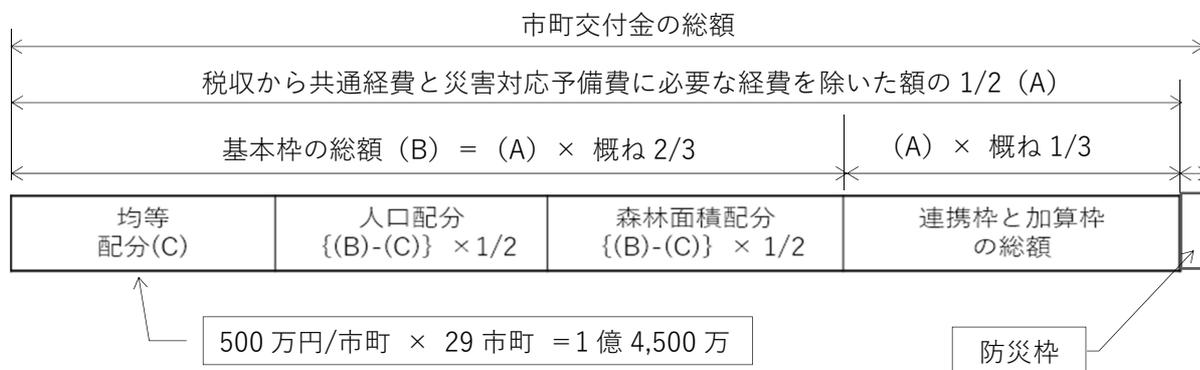
令和2年4月

この事業は、「災害に強い森林づくり」及び「県民全体で森林を支える社会づくり」を推進するという「みえ森と緑の県民税」の趣旨（以下「趣旨」と言う。）に則って、市町が地域の実情に応じて創意工夫して森林づくりの施策を展開すること、また県と市町が連携して課題解決に取り組むことができるよう、予算の範囲内でみえ森と緑の県民税市町交付金（以下「市町交付金」と言う。）を交付するものです。

1. 市町交付金の総額

毎年度のみえ森と緑の県民税の税込から共通経費や災害対策予備費を除いた残りの概ね半分※の「基本枠」「加算枠」及び「連携枠」と、災害対策予備費の一部の「防災枠」を市町交付金の総額とします。

（※5年間の総額で、県：市町を概ね5：5とする。）



2. 市町への配分方法

市町交付金には、森林面積や人口を算定基礎として一定のルールに従って配分する「基本枠」と、県と市町が連携して取り組むべき課題に対し、市町からの事業量の申請に応じて配分する「連携枠」、森林面積が寡少（100ha未滿または森林率が10%未滿）な市町に対し、市町からの事業計画申請等に基づいて配分する「加算枠」があります。

基本枠の総額と連携枠と加算枠を合算した額の割合は、概ね2：1の割合とします。

また、令和2年度より、台風等による倒木からライフラインを保全し、県民の安全・安心な生活を守るため、「防災枠」を創設しました。

基本枠	均等配分（各市町へ均等に一定額を配分）、人口配分（市町の人口割合に応じて配分）、森林面積配分（市町の森林面積割合に応じて配分）の3つの配分方法を組み合わせて配分します。
連携枠	面的な森林整備や獣害対策など、県と市町が連携して取り組むべき課題に対し、市町からの事業量の申請に応じて配分します。
加算枠	森林面積が寡少（100ha未滿または森林率が10%未滿）の市町に対し、市町からの事業計画申請等に基づいて配分します。
防災枠	防災面から県と市町が連携して取り組むライフラインを守る事前伐採に対し、市町からの要望に応じて配分します。

1) 基本枠の配分

均等配分を1市町当たり500万円とし、残りを市町の人口と森林面積に応じて配分しますが、この時の配分割合は人口：森林面積=1：1とします。

この考え方に基づいて算出された額を毎年度当初に県から全ての市町に内示し、交付を受ける市町は、県に交付申請を行います。

2) 連携枠の配分

交付を希望する市町は、事業実施前年度に県に希望する事業量を申請します。県は申請内容を審査し、配分額を決定します。

新年度（=事業実施年度）当初に県から該当市町に交付額を内示し、これを受け、市町が県に交付申請を行います。

3) 加算枠の配分

交付を希望する市町は、事業実施前年度に県に申請書を提出します。県は申請内容を審査し、その結果を市町に通知します。

新年度（=事業実施年度）当初に県から該当市町に交付額を内示し、これを受け、市町が県に交付申請を行います。

なお、加算枠には5年間の申請上限額を設け、その額を1,000万円とします。

4) 防災枠の配分

交付を希望する市町は、事業実施前年度に県に希望する事業量を申請します。県は申請内容を審査し、配分額を決定します。

新年度（=事業実施年度）当初に県から当該市町に交付額を内示し、これを受け、市町がライフライン事業者及び県との三者協定に基づく協議会で承認された実施計画を基に、県に交付申請を行います。

3. 市町交付金の使い途

1) 事業実施の3原則

事業の実施に当たっては、次の3つの原則全てを満たさなければなりません。

事業実施の3原則	
【原則1】	「2つの基本方針と5つの対策」に沿った内容であること。
【原則2】	新たな森林対策として実施する新規又はこれに準ずる取組であること。なお、税導入以前から取り組まれている事業の場合は、新たな視点を取り入れた対策とすること。
【原則3】	直接的な財産形成を目的とする取組でないこと。

2) 森林環境譲与税との関係

みえ森と緑の県民税と森林環境譲与税を活用した事業の相乗効果を期待し、双方を有効に活用するため、市町交付金と森林環境譲与税を同一事業に充当することはできません。

3) 市町における基金設置について

市町は、次の見直しまでの期間、交付金事業の財源に充てるための基金を設置することができます。